

○厚生労働省告示第三百二十五号

安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律（昭和三十一年法律第百六十号）第二十五条第一項の規定に基づき、平成三十年度の血液製剤の安定供給に関する計画（平成三十年厚生労働省告示第百九十号）の一部を次のように変更したので、同条第六項の規定により告示する。

平成三十年九月十日

厚生労働大臣 加藤 勝信

改正後	改正前
<p>第五 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項</p> <p>一 原料血漿の配分</p> <p>倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第四の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。</p> <p>(1) KMバイオロジクス株式会社</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(注)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 (1)イに定める原料血漿の見込量は、平成三十年四月一日から同年七月一日までの間に一般財団法人化学及血清療法研究所に配分した量を含むものである。</p> <p>二 (略)</p>	<p>第五 その他原料血漿の有効利用に関する重要事項</p> <p>一 原料血漿の配分</p> <p>倫理性、国際的公平性等の観点に立脚し、国内で使用される血液製剤が、原則として国内で採取された血液を原料として製造され、海外の血液に依存しなくても済む体制を構築すべきである。このため、国内で採取された血液を有効に利用し、第四の種類及び量の血液製剤の製造等により、その血液が血液製剤として安定的に供給されるよう、採血事業者が原料血漿を血液製剤の製造販売業者等に配分する際の標準価格及び配分量を次のとおり規定する。</p> <p>1 (略)</p> <p>2 血液製剤の製造販売業者等に配分する原料血漿の種類及び見込量は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとする。</p> <p>(1) 一般財団法人化学及血清療法研究所</p> <p>イ (略)</p> <p>(2)・(3) (略)</p> <p>(注)</p> <p>1・2 (略)</p> <p>(新設)</p>